

第 124 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会  
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 6 年 4 月 18 日 (木) 17:00~19:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室 (WEB 会議システムを利用)
  
- 3 出席者  
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
委 員 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO 法人全国  
女性シェルター ネット共同代表  
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン報道局解説委員  
同 後藤 弘子 千葉大学理事・副学長  
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表  
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事  
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
同 渡邊 正樹 東京学芸大学名誉教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 「男女間における暴力に関する調査」 (令和 5 年度) の結果について
  - (2) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」 の策定に向けて
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 - 1 「男女間における暴力に関する調査」 (令和 5 年度) 調査結果のポイント  
資料 1 - 2 「男女間における暴力に関する調査」 (令和 5 年度) 報告書<概要版>  
資料 2 性犯罪・性暴力対策の進捗状況について  
資料 3 改正配偶者暴力防止法の施行に係る取組状況について  
資料 4 質問事項一覧  
資料 5 今後の重点項目について

参考資料 1 女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

参考資料 2 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」 (抜粋)

(議事録)

○小西会長 ただいまから第124回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日の議事は「男女間における暴力に関する調査」、3年ごとのものですね。これの令和5年度の結果についてと、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」の策定に向けて」の2つです。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 事務局です。

配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料でありますけれども、資料1-1、1-2といたしまして「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)調査結果のポイント」と概要をそれぞれお配りしております。

それから、資料2といたしまして「性犯罪・性暴力対策の進捗状況について」。

資料3として「改正配偶者暴力防止法の施行に係る取組状況について」。

資料4といたしまして「質問事項一覧」、こちらは委員の皆様から事前に頂いた質問の一覧であります。

資料5として「今後の重点項目について」という資料をお配りしております。

資料は順次、画面に投影をさせていただきます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議題1の「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)の結果について」、まず内閣府から御報告いただきます。

○田中男女間暴力対策課長 資料1-1をご覧ください。

「男女間における暴力に関する調査」の結果について御報告します。

2ページをご覧ください。

まず【調査の概要】ですが、上の枠の中に記載のとおり、この調査は男女間の暴力の実態を把握し、その対策の推進に資することを目的に3年ごとに実施している統計調査であります。この調査では大きく分けて4つの項目、配偶者からの暴力、交際相手からの暴力、執拗なつきまとい等、不同意性交等の被害経験などを調査しております。

左下、令和5年度の調査では全国の18歳から59歳までの男女5,000人を対象とし、約6割の方から回答を頂いております。

なお、前回までは対象者を20歳以上としており、今回は年齢層を変更しています。回答者の属性については右側に記載のとおりであります。

3ページから、調査結果のうち主なデータを御報告いたします。

まず【配偶者からの暴力(DV)の被害経験】についての結果です。結婚したことのある

人の25.1%、性別で見ると女性の27.5%、男性の22%は被害を受けたことがあると答えています。

次のページの【被害類型ごとの被害経験】を見ますと、左上の身体的暴行の被害に遭った方が13.5%、右上の心理的攻撃の被害に遭った方が18.0%であり、心理的攻撃が身体的暴行を上回っています。また、左下の経済的圧迫が7.8%、右下の性的強要が6.5%となっています。

次のページでは、【命の危険を感じた経験】を尋ねますと、被害を受けた人の12.6%、性別で見ると女性の15.6%、男性の7.5%が、あると答えています。

次のページは、【配偶者から子供への被害経験】です。被害を受けた人のうち、子供がいる人の30.8%、性別で見ると女性の35.6%、男性の22.8%が配偶者から子供への被害経験もあると答えています。

次のページにまいりまして、【相談経験】も尋ねています。被害を受けた人の44.2%、性別で見ると女性の36.3%、男性の57.2%はどこにも相談をしておりません。

以上が、DVに関する調査結果のポイントです。

続きまして、【交際相手からの暴力の被害経験】についてです。

まず被害経験を見ますと、交際経験がある人の18.0%、性別で見ると女性の22.7%、男性の12.0%が被害を受けたことがあると答えています。

次のページ【命の危険を感じた経験】ですが、被害を受けた人のうち18.6%、性別で見ると女性の23.3%、男性の7.2%が命の危険を感じた経験があるというふうに答えています。

続きまして【執拗なつきまとい等の被害経験】、つまりストーカー行為の被害経験についてであります。全体の10.2%、性別で見ると女性の14.0%、男性の5.7%は被害経験があると答えています。

次のページで【命の危険を感じた経験】を尋ねますと、被害を受けた人の27.9%、性別で見ると女性の30.4%、男性の20.8%は命の危険を感じた経験があると答えています。

最後に【不同意性交等の被害経験】、これは同意のないまま性交等をされた被害の経験についてであります。全体の4.7%、性別で見ますと女性の8.1%、男性の0.7%が被害に遭ったことがあるという答えであります。

次のページで、【被害にあった時期】を尋ねています。ここからは、グラフには総数、女性、男性を示しておりますけれども、男性は回答が10人と限られておりますので、分析にはなじまないことに留意が必要です。このため、主にグラフでは赤で示しております総数と、それから青いドットで示しております女性のところをご覧いただければと存じます。被害に遭った時期は「20歳代」が最も多く約4割、「18歳・19歳」と、それから「中学卒業から17歳まで」が約2割となっており、「小学生のとき」も1割以上となっています。

次のページ、【相談経験】につきまして被害を受けた人の55.7%、半数以上がどこにも相談をしていないと答えています。

次のページ、最後に、相談した人の【被害にあってから相談までの期間】についてありますが、「4日～1カ月未満」が約3割で最も多く、次いで「翌日～3日」となっていますが、「10年以上」という回答も約2割となっています。

今回の調査の結果、ポイントにつきましては以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、本調査の結果については被害者の支援等の現場からの受止めや注目された点などについて、北仲委員と種部委員からそれぞれ御発言をお願いしております。

まず北仲委員からお願いいたします。

○北仲委員 北仲です。

DVの調査についてですけれども、まずDVのタイプの中で日本の過去の調査は身体的暴力が割と目立っているという少し変わった特徴があって、ほかの国ですともっと精神的なDVのほうが多く挙がるということがあったのですが、今回の調査でとうとう精神的な、心理的なDVの被害がかなりあったというふうな答えが出たというのは、日本でも殴る、蹴る以外もDVなんだという認識がされた結果なのかなと思っています。多分、調査のワーディングとかを変えると、もっとこれが高くなる可能性があるのではないかと思います。

次に、この調査が夫婦間だけではなくて交際相手も聞いているところは本当に意義があると思っています、今回も交際相手からのDV、暴力もやはり一部の人は命の危険を感じるほど深刻で、かなり経験されているということがはっきり出たかなと思いますし、同居している交際相手からというのが多いですけれども、同居していないのも一部あるということも分かったかと思っています。

全体に男性の被害率もそれなりにあるのですけれども、やはり女性のほうが何度も経験したとか、命の危険を感じたというような項目では、はっきり女性のほうが深刻な被害をDVも、それからストーキングも受けているということがあると思うので、少数である男性の被害者にも広報とか相談を受けられるというようなことは準備しつつ、でも全体としては女性が被害に遭っているということに対して重点的な政策というのはこれからも必要かと思っています。

ただ、ストーキングについては相手方が男性の場合はパターンが違ったりして恐怖を感じている人もそれなりにいるというストーキングの別の特徴というのもきちんとこの調査では表れているかと思っています。

あとは、性暴力のところでも加害者に交際相手、それから配偶者、元配偶者というのが出てくるので、性的DVの今回の被害率はそんなに高くないといっても、やはり性暴力の問題とストーキングやDVの問題というのは本当に重なっているんだなという感想を持ちました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、種部委員お願いいたします。

○種部委員 ありがとうございます。

私は性暴力の方を主に見させていただきましたけれども、今回設問で不同意性交に変えた意義は大きくて、これまでは無理やり性交されたというカテゴリーだったのですが、「同意のない」というふうに広げているからか分かりませんが、総数にしてもパーセンテージとしては、女性の場合前回調査が6.9%だったので上がっているなと思っています。

ということは、このたびの改正刑法が施行されて、実際に被害申告をする方の中でもこれだけ以上のパーセンテージが上がる可能性があるということと受け止める必要があるのではないかという根拠になったかと思っています。

残念なのは、相談先にワンストップと答えた人が非常に少なかったところはやはり反省点ではないかと思えますし、相談につながらなかったというところは何が原因だったかということをしつこく聞いていただいていますので、反映すべきだと思います。

あとは、被害時の年齢は20代が4割なのですけれども、学齢期を含む17歳以下だけで4割強なんですね。そして、今回成人年齢が下がったことで調査対象に18、19歳の方のデータが入ったのはものすごく意義があると思っています。

特に被害にあった時期が19歳以下のものを合計すると50%を超えるのですけれども、被害時の年齢を聞いた調査の中では10代での被害というパーセントが前回調査より増えているんですね。すなわち、これまで言えなかったのか、サンプルに18歳、19歳が含まれてそういうポピュレーションのところで10代の被害開示がしやすくなったのか、そこは細かい分析が必要なんだと思うのですが、いずれにしても非常に若い世代、特に10代でこれだけ大きな被害経験数があるということは重く受け止めるべきだと思います。

特に次の調査への課題だと思うのですけれども、この年代で被害を受けているときに挿入まで至らないことが多いと思うんです。特に小学生以下の場合指は入れられているかもしれないのですけれども、本人たちが性交と感じ取って不同意性交等被害経験ありと回答しているかどうかというのは疑問があったりすると思うんです。

そうなりますと、わいせつ行為との区別をする意味はあるのかということですね。例えば、胸をなめられたとか、お尻をなめられたとか、これも被害による影響は同じだと思うんです。ですから、挿入ではないわいせつ行為、例えば撮影罪に当たるとか、写真を撮られて脅されたりということが家族の中で行われていることもあるわけですから、これも本当は調査項目に今後は入れていかなければいけないのではないかと、特にこの世代が浮き上がってきたということは必要ではないかと思いました。

あとは、被害状況のサブ解析を見てみますと、今回の刑法改正を踏まえてなのですけれども、グルーミングに当たる項目が出ていました。きちんとこの中にも数字になって出てきておまして、性的な行為だとだまされて分からずに被害を受けていたというのが8.5%だったか、あとは薬物とか使っていないけれども寝ているときに行われているなどということがよく分かるものでありますが、これも一定数あったかと思うんです。

これも、今後司法の場で改正刑法を運用していくわけですから、これだけの数がい

るんだということは頭の隅に置いて被害の立証をしていくということ、あるいはワンストップでの受止めも必要ではないかと思いました。このグループというのは教育で予防ができるはずなんです。そして教育により、早く被害開示ができるカテゴリーの人たちだと思います。同意のない性行為、あるいは誰にも相談していないという人たちが多くいわけで、相談につなげるためにも教育はマストだということを裏付けるデータだと思いました。

それから、相談した相手ですが、確かに半分以上相談していないのですけれども、相変わらず友達には30%くらい相談しているわけですね。すなわち、バイスタンダーといひますか、横にいる人たちのリテラシーを上げて、背中をひとつ押して相談につなげるというところがないと、なかなか開示されてこないのではないか。これも課題として受け止めるべきではないかと思いました。

あとは、SNSで知り合った相手というのが前回調査で確か4%くらいだったと思うのですけれども、今回8%程度に上がってきています。サンプルに18歳、19歳が含まれたということの影響かもしれないのですが、現場ではこういうケースが非常に増えているというのがワンストップでの実感です。ほとんどがSNSで出会って、しかも被害に遭うまでの時間が非常に短いようなケースが増えていて深刻だと思ひます。

マッチングアプリとかを使っている例もありますし、そうではなくてSNSを使ってもっと若い年齢、特に小学生で被害に遭っているというのも増えている感覚があるので、これを代表しているデータではないかと思ひました。SNSで知り合った相手というのは今後対策としても強化すべき点ではないかと思ひますので、その点が女性の場合これを数字にして4%から8.5%に増えたというのも大事なポイントだったのではないかと思ひます。

私からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、そのほか注目した点、お気づきの点などがございましたら、それぞれ挙手ボタンから挙手をお願いいたします。

今は特にございませんか。これは本当に3年ごとの非常に基礎的ないろいろなものの根拠になる調査ですので、丁寧にデータを見ていくことが必要かと思ひております。

それでは、次の議題に進みたいと思ひます。この調査の結果については委員からお示しいただいた観点も含め、今後の暴力の根絶に向けた取組の基礎資料として生かしていきたいと思ひます。

続きまして、議題2に入ります。まず内閣府から資料2、資料3について説明いただき、続いて事前に皆様から頂いた御質問に対して各省庁から回答していただきます。委員の皆様からは、最後に御意見を頂こうと思ひております。

それでは、まず内閣府から御説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、資料2をご覧ください。

1 ページでありますけれども、性犯罪・性暴力対策につきましては昨年3月、令和5年度から7年度の3か年の年度であります、「更なる集中強化期間」とする「性犯罪・性

暴力対策の更なる強化の方針」を取りまとめまして、関係府省において取り組む施策の方向性を示したところであります。

この更なる強化の方針では、スライドの一番下に記載しておりますように、方針に基づく具体的な施策は毎年、年央に策定される「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載をすることとしています。そして、毎年の重点方針の中で示された具体的な施策について、毎年度フォローアップを実施し、確実に実行していくこととしているところです。

昨年6月の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」において示された更なる強化の方針に基づく具体的な施策について今般フォローアップを行いまして、その結果を次のページ以降にまとめております。委員の皆様には事前にお目通しいたきまして、その上で御質問も頂いておりますので、私からはポイントを絞って御報告いたします。

2ページの左側の各施策項目と、それから右側の令和5年度の実施状況の欄をご覧くださいただければと思います。

まず施策項目「①刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用」については、通し番号1のとおり、昨年刑法及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律等が成立いたしまして、その適切な運用や周知啓発など必要な措置が講じられており、通し番号2の内閣府におきましても相談員への研修や広報を行ったところであります。

次のページ、「③わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止と予防」につきましましては、通し番号7でこども家庭庁において児童対象性暴力等の防止等に関する法律案、通称でこども性暴力防止法案と呼んでおりますけれども、これを国会に提出しているところであります。

次の「④被害申告・相談をしやすい環境の整備」について、1枚飛びまして5ページであります。通し番号17ですけれども、ワンストップ支援センター等につながるための取組といたしまして、内閣府では4月の若年層の性暴力被害予防月間等を通じて相談先の周知に努めるとともに、通し番号21にも記載しておりますけれども、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、都道府県等が行うワンストップ支援センターの周知広報や多様な被害者への対応に係る取組を支援しているところであります。

6ページにまいります。「⑤切れ目のない手厚い被害者支援の確立」として、ワンストップ支援センターと警察、病院、法テラス、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等、多岐にわたりますけれども、関係機関との連携について内閣府ほか関係省庁の取組状況を右側に記載をしております。

7ページであります。通し番号28のワンストップ支援センターへの相談員等への研修を実施していることなどを記載しています。

8ページの前半では「⑥生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進」、それから「⑦学校等で相談を受ける体制の強化」につきまして文部科学省における施策を記載しています。

また、中ほどの「⑧AV出演被害の防止及び被害者の救済」については、通し番号34に記

載のとおり、2年前に議員立法で制定されたAV出演被害防止・救済法の趣旨、出演契約の特則等の周知に努めております。また、相談支援の充実、広報啓発に取り組んでおります。法の施行後、1年4か月間、ワンストップ支援センターでは285件の相談に対応しており、詳細は参考資料としてお配りをしています。また、番号35で警察庁では厳正な取締り等を推進しています。なお、相談や検挙の状況については本年1月、関係府省の会議で共有し、公表しているところです。

1枚飛びまして10ページであります。一番下の47番でありますけれども、「⑩「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行」として、昨年3月に取りまとめたパッケージに基づく施策の実施状況を担当官から成る会議で継続的にフォローアップを行いながら進めているところであります。

11ページであります。「⑪社会全体への啓発」として、若年層の性暴力被害予防月間等の取組のほか、昨年は7月に「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめました。この中で、8月、9月を緊急啓発期間と位置づけまして、SNS等を活用した集中的な広報を実施しました。

加えて、若年層を主な対象としまして、性的同意に関する理解を深めることができるよう動画を作成し、広く発信したところです。このほか、各府省庁が実施した取組はこの資料に記載のとおりであります。

以上が、性犯罪・性暴力対策の進捗状況となります。

続きまして、資料3をご覧ください。

「改正配偶者暴力防止法の施行に係る取組状況について」、御説明いたします。

改正配偶者暴力防止法につきましては、今月、令和6年4月1日に施行いたしました。法案作成に向けた検討段階におきまして、専門調査会の委員の皆様方に協力を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げます。

1ページでありますけれども、御承知のとおり、上半分であります「保護命令制度の拡充」、それから下半分にございます「多機関連携の強化」、これらが改正のポイントでありまして、それぞれ改正内容を簡潔に記載しています。保護命令制度については、まず朱色の文字で記載しておりますように接近禁止命令等の申立てができる被害者の範囲や発令要件の拡大、それから期間の伸長、そして保護命令違反の厳罰化が内容となります。

また、多機関連携といたしましては、地域における協議会を法定化したところでもあります。委員の皆様におかれましては、いずれも御承知の内容かと存じますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

1枚おめぐりください。2ページには、この改正法の円滑な施行に向けて取り組んできたことについて主な内容をお示ししています。

まず、「保護命令制度の拡充への対応」について、上半分、緑の枠の中に3点記載しています。

第1に、改正後の保護命令制度について考え方を整理、公表し、周知を図ってまいりま

した。昨年のこの会議で御報告した新たな「基本方針」でありますとかパンフレットによりまして、例えば接近禁止命令等の対象となる被害に含まれることになりました「自由、名誉、財産に対する脅迫」の内容について解説をするなどしております。パンフレットにつきましては、被害者支援の現場で活用していただくということも念頭に置きまして支援機関等に配布をしております。また、改正法のQ&Aを作成しましてホームページに掲載をしたところでもあります。

第2に、保護命令の申立ての支援の充実に向けた取組を行ってきました。被害に遭った方は大変厳しい状況に置かれることが多く、保護命令の申立てを適切に支援することが必要と考えております。このため、配偶者暴力相談支援センターにおける申立ての支援の充実のため、留意すべき事項を整理いたしまして通知したところでもあります。この中で、例えば申立書の作成に係る助言を行うということでもありますとか、医療機関、法テラス、弁護士会との連携、改正法による法定協議会の活用などを示しまして、これらの取組を都道府県等に促したところでもあります。

第3に、社会全体への周知・広報を進めてまいりました。特に施行に向けてSNSを活用した広報や、政府広報の枠組みを使いまして全国紙、地方紙への広告掲載等をしてまいりました。

以上が保護命令制度の拡充への対応でありますけれども、これに併せて「被害者支援の充実・強化」にも取り組んでおります。こちらも3点掲げています。

第1に、相談窓口の充実であります。紫の枠の中でありますけれども、配偶者暴力相談支援センターに加えまして内閣府においてはDV相談ナビダイヤル、そしてDV相談プラスの実施を継続して行っているところでもあります。

第2に、民間団体における被害者支援の推進のため、地方公共団体と民間団体との連携が促進されるよう、法定協議会への参加の促進でありますとか、都道府県への交付金の活用といったことを行っております。

最後に、加害者プログラムについて被害者支援の一環として実施を推進することとしています。加害者プログラムにつきましてはこれまで試行実施を行いまして、これを経て昨年5月に地方自治体の実施する際の留意事項を作成・配布し、昨年9月でありますけれども、新しい「基本方針」においてプログラムの実施を推進する方針を明記いたしました。

さらには、都道府県の実施を促進するため、昨年度の事業として担当者向けの研修会を開催し、また今年度からは交付金の対象事業としても位置づけたところでもあります。これらの取組によりまして、加害者プログラムの実施を推進してまいります。

次のページからは、先ほど御説明いたしました広報の例などをお示ししておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

資料3につきまして、報告は以上となります。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、皆様から頂いた資料4の「質問事項一覧」というものをご覧ください。この御

質問に対して、担当省庁からまとめて回答をお願いしようと思います。省庁ごとに指名いたします。

まず、内閣府からお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 内閣府です。

資料4をお願いします。

資料4には、委員の皆様から頂いた質問事項を内容別に記載しています。これに沿って、先ほどの資料2、資料3の説明を補足する形で御説明申し上げたいと存じます。

まず1の①、可児委員の御質問の前段と、それから②の種部委員から、診断書の取得等、医療との連携に関する御質問を頂いております。

被害者の保護命令の申立て支援につきましては、先ほど御説明いたしました都道府県への通知の中で医療機関との連携を求めるとともに、法定協議会について地域の精神科医会、精神科病院協会、精神保健福祉センターを例示いたしまして、医療関係団体等の参加を求めることなども示して、地域の実情に応じた連携を促しているところであります。

先ほど紹介いたしました改正後の保護命令制度に関するパンフレットでありますけれども、必ずしもターゲットを限定しているわけではありませんが、被害者に接する方の現場での活用も念頭に置いたものであります。医療との連携でありますとか、医療関係者への情報提供の重要性を今回も改めて認識いたしまして、今後どのようなことができるか、更に考えてまいりたいと存じます。

次に①の可児委員の後段、附則の規定に基づきます検討に向けた施行状況の把握についてでありますけれども、まず司法統計を通じまして改正後の保護命令の申立てでありますとか認容などの状況について、施行後の件数の推移をよく見ていきたいと思っております。また、併せて相談件数等の情報も活用いたしまして施行後の状況の把握に努めたいと考えております。

次に③、中村委員から児童相談所におけるDV対応についての御質問であります。

後ほど子ども家庭庁からもお答えがあると思っておりますけれども、内閣府といたしましても官民の関係者等を対象とするオンライン研修について児童相談所の職員、それから児童虐待対応の自治体担当職員も対象としておりまして、これらを継続してまいりたいと考えております。

次に、同じく中村委員から④、それから納米委員からも⑤として加害者プログラムに関するお尋ねを頂いております。

先ほど資料3で御説明したとおりでありますけれども、それに加えて申し上げますと、今年度から都道府県への交付金の対象に加害者プログラムに関する事業を含むということを申し上げました。これは、加害者プログラムのファシリテーター等の人材の養成に必要な研修受講等の経費も対象としております。また、被害者への相談支援の関係者を対象とするオンライン研修におきましても、加害者プログラムについて研修メニューに加えたところでもあります。

納米委員からは、⑥の最後で司法との連携について御指摘がございましたけれども、服役中でありますとか、保護観察中の者を対象とするプログラムも承知しておりまして、そうした関連する事業のことも念頭に置いて取り組んでまいりたいと考えております。

少し戻りまして⑤であります、中村委員からいわゆる傍観者にならない対策についてのお尋ねであります。

暴力を看過させることなく被害者を相談支援につなげるためには、やはりDVに関する社会的な認識を高め、相談窓口の更なる周知が重要と考えております。そのような観点からも、普及啓発を継続してまいりたいと存じます。

また、併せて特に若年層に向けてでありますけれども、いわゆるデートDVの防止等の啓発も必要と考えておりまして、昨年は啓発カードも作成をいたしました。引き続き、関係省庁と連携いたしまして取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、同じ資料4の3ページの⑩といたしまして、可児委員からワンストップ支援センターの相談員等への研修について御質問を頂きました。

相談員等が適切な対応をできますよう、例えば昨年度でありますと刑法改正等の内容やそれを踏まえた対応ですとか、それから男性・男児の被害者への対応等についてテーマとする研修の教材を作成いたしました。その時々課題等を踏まえまして、オンライン教材を作成、提供するなどしているところであります。

最後に、内閣府からはこの資料に記載はないのですが、本日御欠席の浦委員から、警察以外の捜査権限を有する組織において被害者のカウンセリング費用を負担する仕組みがあるかといった御質問がありましたが、少しお時間を要しますため、こちらは事務局でお調べいたしまして、後日個別に回答を申し上げたいと存じます。

内閣府からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、警察庁から御回答をお願いいたします。

○警察庁 警察庁生活安全局生活安全企画官の関口と申します。

納米委員からの御質問、⑦についてまずは御説明いたします。画面に⑦をお願いいたします。

警察ではストーカー事案、DV事案、児童虐待事案等の事案を人身安全関連事案と定義し、警察本部の専門部署において警察署に指導、助言、支援を一元的に行う体制を構築し、被害者の安全の確保を最優先とした組織的な対応を取っております。その上で、そうした組織の組織的な体制の在り方をはじめ、警察がどのように人身安全関連事案に対応すべきかといった点について不断の見直しを行っているところであります。前回の調査会では、そのような趣旨を御説明いたしました。

その点において、委員御指摘の児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会における検証とは性質が異なるものでありまして、仮にDV事案についてそうした事例検証を行うということになるのであれば、警察としても協力の在り方について検討したいと考えてお

ります。

なお、委員お尋ねのDV事案に係る重大事例の検証については、その必要性も含め、まずはDV対策の主管省庁である内閣府において検討いただくものと認識しております。

⑦については以上です。

○小西会長 引き続き、警察庁、お願いします。

○警察庁 ⑧についてです。令和5年の不同意性交等罪・不同意わいせつ罪の認知件数・検挙件数の増加の理由と背景についての御質問がございました。

その背景についてですが、不同意性交等及び不同意わいせつについては情勢の変化等、様々な要素があると考えられまして、単純な経年比較はできないものの、不同意性交等及び不同意わいせつについては刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行により構成要件の一部が変更されたことや、政府として性犯罪の被害申告、相談をしやすい環境の整備を強力に推進していくこととも相まって認知件数が増加したものと推認されます。

以上になります。

○小西会長 さらに、警察庁にお答えいただくのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○警察庁 刑事局捜査支援分析管理官付の道家と申します。

⑨においてお尋ねがありました不同意性交等罪で検挙した事例につきまして、警察では刑法第177条第1項から第3項の各項別の検挙件数については把握しておりますけれども、同条第1項の各号別の検挙件数については把握しておりません。

また、同条第3項で検挙したもののうち、被害者が13歳から15歳で年齢差要件、5歳以上で該当した場合の検挙件数は把握しておりません。

その上で、昨年7月の改正刑法施行後から本年2月末までの不同意性交等罪の検挙件数につきましては暫定値ですけれども、刑法第177条第1項の検挙件数につきましては606件、第2項につきましては検挙3件、第3項につきましては検挙が224件となっております。

また、刑法第177条第3項につきまして、16歳未満の者に対する性交等で検挙したもののうち被害者と被疑者の関係性につきましては面識なしが64件で28.8%、それから知人・友人が51件で23%、交際相手が29件で全体の13.1%、職場関係者が10件で全体の4.5%、それから子どもが16件で7.2%、その他親族が3件で1.4%、兄弟・姉妹が2件で0.9%、その他が47件で21.2%となっております。

私からの説明は以上となります。

○警察庁 後藤委員からの御質問、⑩についてお答えいたします。

令和5年中の迷惑防止条例の盗撮の検挙件数については、現在集計中であります。令和4年中の検挙件数は5,737件と前年の5,019件を大きく上回っております。こちらの数は年々増加傾向にあります。

令和5年中の性的姿態撮影等処罰法第2条第1項第1号の密かに撮影する行為の検挙件数は1,203件です。

性的姿態撮影等処罰法と都道府県が制定する迷惑防止条例の関係性については、両罪の保護法益が異なると考えられていることから、個々の事案において把握した証拠関係に基づき、適切に適用罪名を検討しているところです。

⑩については以上です。

○警察庁 続きまして、犯罪被害者等施策推進課からお答えいたします。

⑫公費負担制度についてのお尋ねです。

緊急避妊等に要する経費やカウンセリング等の公費負担制度につきましては、平成30年7月までに全ての都道府県警察において整備されており、それぞれの都道府県警察において犯罪被害者等のニーズを踏まえて運用しているものと承知をしております。引き続き犯罪被害者やその御家族の負担軽減となるよう、公費負担制度が適切に運用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

警察庁につきましては以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、こども家庭庁お願いいたします。

○こども家庭庁 虐待防止対策課長の河村でございます。

質問事項一覧の1ページ目の1の③、中村委員から頂いている御質問につきまして虐待防止対策課のほうから御回答さしあげます。

委員の御指摘のとおり、虐待への対応においては血縁関係のない交際相手だったり、内縁ももちろん含めて、父親に対してのケースワークは大変重要だということは私どもも実感しておりますし、現に児童相談所の児童虐待の相談対応件数も昨年の直近ですと21万数千件ございますが、その半数以上が警察から通告が入ってくるケースですけれども、その中の圧倒的な多数を占めているものは面前DVでございますので、御指摘のとおり児童相談所のDVの対応力をしっかり引き上げていくということは私ども、量としても質としても非常に重要な課題だと思っております。

それで、私ども毎年度、年度末に翌年度の児童相談所の運営指針を示しておりますけれども、その中でもまずやはりDVが見られるケースについて配暴センターとよくよく連携をしてこどもの最善の利益に向けて動くべきだということですか、また逆に児童相談所がこどもをもってした対応によって、特に御指摘のような家庭内で同居が続いているようなケースにおいて配偶者からの暴力の被害者である方が更に暴力が強くなるというようなことがあることのないように、十分に事前にその支援方針等を配暴センターと協議をしてやっていくべきだということですか、あとは今年度新たに付け加えておりますのは、この間の配偶者暴力防止法の改正で法定協議会を創設されていますけれども、虐待のほうでの協議会もできているので、実際にDVと虐待が併存しているような事案に関しては要対協、私どもの虐待の協議会と法定協議会の個別ケース会議についても合同でやっていくようなことが重要だということ等を示して自治体の取組をしっかり進めていきたいと思っております。

また、そういった対応能力の引上げに関しましては全国区域で私どもからお願いをして全国の児相等の研修をやらせてもらっている子どもの虹情報研修センターの中でもDVだとか虐待のお子さんの心理的なダメージ、健康障害等についても検証をお願いしたりしてきているところでも、恐らくまだまだ現場を見ていて改善の余地があるという趣旨での御指摘だと思っておりますが、引き続きこういったアプローチが有効かも含めてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○こども家庭庁 続きまして、こども家庭庁成育局でございます。

資料4の3ページ、(3)の⑬の渡邊委員から御質問を頂いているところについてでございます。

先ほど事務局の説明でも触れていただきましたこども性暴力防止法案に関することですが、提出いたしました法案につきましては児童等に対して教育・保育等の役務を提供する事業を行う立場にある、例えば学校設置者等、それから民間教育保育等事業者、こういったような事業者がこどもに教育・保育を行うような教員等ですとか、教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講ずることを義務付ける、こういったようなことを内容とした法案でございます。

その対象でございますけれども、まず認可などの対象になっております学校ですとか保育所、こういったものにつきまして今、申し上げましたような義務付けということを行っています。

それとともに、一方、現在業法などが何もないような、例えば塾ですとか、スイミングスクールですとか、ダンススクールですとか、そういったようなものについても広く民間教育保育等事業ということで対象に取り入れたいと考えましたが、ただ、今は業法がない、あるいはあっても届出だけで行えるというような事業につきましては、やはり一定の基準を踏まえて事業運営がなされているといったような認可がなされ、そういった仕組みが整って行われているものと同列というふうに取り扱うことは困難でございますので、まずはそういったものにつきましては対象となる職種の範囲等の確定も必要でございますし、それらの措置を取ることができる体制があるかというようなことの確認も必要でございますので、認定という制度を新たに設けまして、その認定をした事業者につきましては冒頭申し上げました学校設置者等と同等の安全措置を講ずることができる、こういった認定をするわけなのですが、それらの事業者については同じく義務をかけるといった構造にいたしました。

その点につきまして、認定という形では十分ではないのではないかという御懸念を御指摘くださったのではないかと理解をしておりますけれども、その点につきましては認定をした、例えば学習塾などについては国の側も公表いたしますし、もちろん事業者もそれを表示することができるという仕組みにして、利用者が分かるようにするという内容をしております。

また、塾業界、あるいは児童福祉業界などからはこの制度への参加を強く希望する声と

いうのも表明していただいております、こういったことも受けまして関係省庁、それから関係業界と協力をいたしまして、制度への参加を強く働きかけていくということを予定しているところでございます。

あわせて、御質問の中にまた何か別の対策が予定されているのかという御指摘、御質問もでございます。この点につきましては、御指摘のとおりこどもの性被害対策というのは法案だけで全ての性被害が防げるというものではございませんので、むしろ総合的な取組が必要であると認識しております。

それに関しまして、例えば令和5年の7月には「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられております。中身を全て御紹介すると長くなってしまうので割愛をいたしますけれども、例えば「生命（いのち）の安全教育」の全国展開ですとか、そういったことも含めた緊急対策パッケージというのをつくっております。そして、このパッケージについては更なる加速化を図るということ等もいたしております。今後引き続きましてこれらの取組を総合的に推進するということで、こども・若者に対する性被害を防止していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、法務省からお願いいたします。

○法務省 法務省刑事局です。よろしくをお願いいたします。

質問については、3ページ目の⑨と⑩についてお答えいたします。いずれも後藤委員から頂いている質問です。

⑨、⑩については既に警察庁から逮捕の件数などについては御回答いただいたと思いますので、主に起訴の面についての質問と把握しております。

⑨の質問については内容を一度整理させていただきますと、3つの観点での質問と把握しております。

まず、不同意性交等罪で検挙した事案において、刑法第176条第1項各号のどの要件に該当するものとして起訴したか。

2つ目に、被害者が13歳から15歳で年齢差要件に該当していた場合が何件あるのか。

3つ目に、被害者と加害者の関係性という御質問と理解しておりますが、法務当局におきましてはお尋ねの観点からの統計を持ち合わせておらず、現時点においてはお答えすることが困難です。

次に、⑩のほうに移らせていただきます。

⑩については、2つの内容が含まれていると理解しております。

まず、令和4年以前及び令和5年の条例違反のうちの盗撮に該当する事案の起訴件数ということでございますが、これに関しましても法務当局においてはお尋ねの観点の統計を持ち合わせていませんので、お答えは困難ということになります。

2つ目の御質問は、令和5年の性的姿態等撮影罪の新設後の同罪による起訴件数という

質問ですが、性的姿態撮影等処罰法については適用条文ごとの統計は持ち合わせていませんので、性的姿態等撮影罪、具体的な条文でいくと第2条のみの起訴件数については現時点においてお答えすることは困難でございます。

もっとも、個別の事案の処理についてはお答えすることはできないのですが、検察当局においては性的姿態撮影等処罰法の立法趣旨を踏まえて、個々の事案に応じて法と証拠に基づいて適切に対処しているものと承知しております。

以上です。ありがとうございました。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省お願いいたします。

○文部科学省 文部科学省です。文部科学省は3ページ目、⑭以降をお答えさせていただきます。

まず⑭、教員養成系に対する働きかけがやや弱いのではないかと、大学側の自助努力で十分だろうかという御質問を頂きました。

教職課程においては教職の意義及び教員の役割・職務内容という科目がございまして、ここの中で教員に課せられる服務上、身分上の義務等を理解することや、教育実習の事前指導の中で教育実習生として尊重されるべき義務等の理解をすることを目標としておりまして、そうした科目の中で児童生徒の性暴力等の防止等について取り扱うことを想定してございます。

それで、そういう形では弱いのではないかというお話でございましたけれども、教職員になる皆さんに学んでいただくべきことが非常に大量に広範囲に及んでおりまして、また教員養成においては各大学が自主性、自立性、そういうものを生かして養成していくことが求められていることから、教職課程において学ぶべきものを示しているカリキュラム、コアカリキュラムと呼んでおりますが、そこには教師として最低限必要な知識及び技能を学ぶというような限定がかけられています。そういう制度設計をしておる中で、この「生命（いのち）の安全教育」を含め、児童生徒性暴力等のこういう個別の課題を規定するというのはなかなか難しいところがございます。

ただ、我々としても大学の自主努力だけに任せておきたくはございませんので、様々な場面で働きかけを強めておりまして、教職課程を有する大学等の事務担当者を集めた説明会というものを毎年実施しておりますが、これまでも「生命（いのち）の安全教育」の書類等を配布して協力を呼びかけていたところですが、今年度からは私のほうも動画で必要性などをしっかり説明させていただいているところでございます。

それ以外の場でも、「生命（いのち）の安全教育」の位置付けを上げていくことで、これは学生の間に学んでおくべきことだという認識を得られるように、引き続き働きかけに取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、⑮でございます。学校で相談を受ける体制の関連で、二次被害などを受けることがあるという話でございます。マニュアルの整備や研修の充実などが必要ではないかと

という御質問を頂きました。

まず、こうした二次被害はあってはならないものだと認識しておりまして、児童生徒の指導をするときに参照していただく生徒指導提要というものをまとめてございますが、誤った指導による二次的な問題が生じないよう最大限配慮すること、またそうした二次被害が生まれてしまう背景にはそうした問題に対する専門性、理解が乏しいということもあるのかなと思っておりますが、学校がこうした課題に直面したときに抱え込まずに関係機関、警察やワンストップ支援センターや児童相談所などと連携することが大切であること、相談を受けた場合の初期対応や話し方等について生徒指導提要に掲載をしているところでございます。

また、そもそも学校に専門家が多くのいけばこういうトラブルの防止にも役立つと考えておりまして、教育相談体制の整備、関係機関等との連携を強化するためにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の促進を引き続き図ってまいりたいと考えております。

また、研修の件でございますが、教員の研修については独立行政法人教職員支援機構、NITSと呼ばれているところがございますが、そちらのほうで指導的役割を果たす教員に対する研修というものを実施してございますが、その中に入れ込んで実施しておりまして、研修動画の作成、公開も行っております。

加えて、今年度4月から全国教員研修プラットフォームというものを稼働させておりますけれども、こちらの中にも児童生徒性暴力等の防止に関する研修動画を作成されたものを公開する予定としておりまして、こうした研修の充実も図ってまいりたいと考えております。

最後に⑯でございます。「生命（いのち）の安全教育」について、なかなか現場で広がっているという実感はないけれども、働きかけを考えていく必要があるのではないかと御指摘いただきました。

こちらについて、我々も「生命（いのち）の安全教育」の推進を頑張ろうと思っておりますが、教育委員会や自治体、首長部局の担当者が集まる場には必ず「生命（いのち）の安全教育」の説明はするくらいの勢いで各種の会議にも説明等、事務連絡の発出をいたしまして取組を促しているところでございます。

例えば、昨年度は全国展開を強力に進めようということで全国フォーラムというものを開催しましたが、これは参加依頼の事務連絡を送っただけではなくて、参加登録がなかった都道府県とか政令指定都市の教育委員会には直接電話をいたしまして参加を呼びかけて、県市の指導主事の方など、教育委員会に責任のある立場の方に多数参加いただくことができました。

予算の面では今年度工夫をいたしまして、これまでは単体で実施するモデル学校を支援する形にしておりましたが、今年度は面的に広げるということを支援して、より拡大のペースを高めていこうと思っております、この地域でまとめて全校実施しますとか、そういうと

ころに手を挙げてもらって取組を推進することとしております。

また、今年度、昨年度までの実施状況を踏まえた取組状況を調べてみようと思っております。そして、そうして得られたデータを基にまた戦略を練りまして広めていきたいと思っております。

文部科学省からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

今のお答えの中で、去年大きな法律が幾つか変わったり、制度が変わったりしたのですが、それについて当然委員の側は実情が知りたいわけですね。それで、現在のところではまだデータが揃わないというのもきっとあるかと思いますが、そういうことについて現状が明らかにならないと、次にどうしていくかということの根拠も出せないところもありますので、是非今後そういうものもお出しいただければ。もしかしたら新しい統計が必要かもしれません、今までの統計ではないものですね。それも考えていただけたらと思います。

とても積極的に具体的にお答えいただいたものもございますし、そうでないものもあるというのが現状だと思いますので、新しい制度というものがきちんと浮き彫りになるようにお答えいただけたらありがたいと私も思いました。

それでは、続きまして内閣府から資料5「今後の重点項目について」を御説明いただきます。

○田中課長 資料5をご覧ください。

こちらの資料には「今後の重点項目について」ということで、私どもが今後取り組んでいく上で重点項目になろうかと考えているものについて列記をしているところであります。

<個人の尊厳と安心・安全が守られる社会に向けて>の施策といたしまして、ここでは大きく4つに分けて記載をしております。

「(1) 配偶者等からの暴力への対策の強化」といたしまして、相談体制の整備と周知、それから被害者支援の更なる充実、いわゆるデートDVの予防と被害者の支援、ストーカー対策の強化について記載をしております。

それから、「(2) 性犯罪・性暴力対策の強化」といたしまして、刑事法改正に係る対応でありますとか、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる推進、被害申告・相談しやすい環境の整備、こちらにはワンストップ支援センターでありますとか、警察の「#8103(ハートさん)」等が入ってこようかと思っております。

また、先ほど子ども家庭庁からも御説明がございました、こどもの性被害について後を絶たない状況もございます。昨年は、夏に緊急対策パッケージを取りまとめましたけれども、そういったことも踏まえましてこどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進ということが必要かと考えております。

⑥の「生命(いのち)の安全教育」の全国展開は、先ほど文部科学省からお話ございました。

⑧の社会全体への啓発も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

⑨には、性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止ということ掲げております。こういった誹謗中傷によりまして被害者の方の尊厳が損なわれること、あるいは支援者の方の活動に支障が生じることはあってはならないと考えておまして、引き続きそういったことの発信に取り組んでいきたいと思っております。

⑩は、AV出演被害の防止及び被害者の救済についてであります。先ほども御説明いたしましたように、令和4年6月に施行された法律の施行後の状況も踏まえまして、引き続き被害の防止、被害者の救済に取り組んでいく必要があると考えております。

昨年3月、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を取りまとめました。この施策の着実な実行に引き続き取り組んでいく必要があると考えています。

(3)は「ハラスメント防止対策」です。

それから、(4)は今年の4月、今月でありますけれども、女性支援新法が施行いたしましたことも踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援」について取り組んでいくということ掲げさせていただきました。

こちらの資料につきましては以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から今後取り組むべき課題等について御意見を頂戴したいと思います。お一人当たり、4分でお願いします。五十音順に指名させていただきます。よろしくお願いたします。

では、可児委員お願いたします。

○可児委員 可児です。私のほうからは、DV対策の強化に関するところで大きな点を2つ意見を述べさせていただきます。

1つは、改正DV防止法の運用に関する事柄です。今日も御報告いただきましたけれども、今年の4月1日から改正DV防止法が施行されています。今回の法改正において接近禁止命令のみとはいえ、精神的な暴力にまで対象が広がったというのはすごく良かったと思っています。

ただ、問題はそこから更に申立て件数、利用が伸びていくかということにあると思います。そこにつながっていくかということに関しては今の時点では未知数ですので、今後その運用状況を定期的に検証し、その上で件数の増加がもし見られない場合には、その原因を探った上で、何が問題なのか、どういった対策を取ればいいのかということきちんと議論して対応していくということが必要かと思っています。

それから、運用の改善ではどうしようもない事柄については、更にその状況を踏まえた上で、改正DV防止法のところでも更なる見直しの規定等もありましたので、そういった更なる法改正に向けた議論にもつなげていく必要があるのではないかと思います。

昨年度、この重点項目のところ改正DV防止法の円滑な施行に向けた環境整備というのが項目に挙がっていました。今回、大項目に挙げるかどうかは別にして、やはりその改正

DV防止法の適切な運用という辺りはどこかしらには書き込んで取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。それが1つです。

それから、もう1つは家族法の改正と被害者支援に関する問題です。御承知のとおり、現在、家族法、離婚後の共同親権の導入を含む民法の改正案が国会で審議されていまして、先日、衆議院を通過しております。改正案を拝見すると、やはりDV被害者支援に関わる立場からすると被害者支援にとって相当大きな負の影響があるのではないかと懸念しています。

改正法によって被害者が子連れで避難することの抑制につながるのではないかとこのことに対する懸念です。被害者が子どもを連れて避難するという行為は、親権との関係で言えば居所指定権の行使になります。居所指定権の行使について、今回の改正案の中では単独行使できる場合として子どもの利益のために急迫の事情があることが必要だという形の規定が入っています。まさに、暴力を受けている最中に警察を呼んで、警察が介入して保護されたとか、暴力を受けているときに隙を見て逃げたとか、そういう場合が急迫の事情に当たるということは誰が考えてもはっきりすると思うのです。ただ、そういったケースは被害者支援に当たっている中で必ずしも多数ではなく、実際は子どもの学期末を待ってとか、進級を待ってとか、そこまでは何とか我慢してそこで避難をしてみたり、あるいは身体的な暴力はないんだけど、いわゆるモラハラと言えるような言動にずっとさらされる中で限界に達したので、何か大きな出来事があったわけではないんだけど避難したといった方は多いです。では、そういったケースが果たして急迫の事情に当たるのかというのは、その文言上ははっきりしないですね。まさか家族法の改正がDV被害者の避難できる場合を限定する趣旨でなされたものではないでしょうし、もちろんそうであってはならないと思います。改正案を議論していた法制審議会の議論の中では、急迫の事情というのは父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては適宜親権行使をすることができず、その結果として子の利益を害するおそれがあるようなケースを想定しているというようなことが言われていました。ですから、本来はそういった規定ぶりにすべきなのではないかと思うのですけれども、仮にそういった規定ぶりにならず、急迫の事情のままであったとしても、先ほど言ったような進級を待ってから避難する、あるいはモラハラで苦しんでいて限界が来て避難する。そういった、今、避難が認められているようなケースについても急迫の事情に当たるんだ、別に避難というのを制限するわけではないんだということは何か分かるようにして、それは広報し、周知していく必要があるというふうに感じています。

それをしていかないと、結局、被害者自身が急迫の事情がないということで避難をためらってしまうということにもつながりかねませんし、さらには、支援者の側でも、これは支援してしまっても大丈夫なのかというところで支援を躊躇してしまう。そうなってしまうと、被害者支援の更なる充実どころか後退にしかありませんので、そういう意味でもそういった取組というのが必要になってくると思います。

それからもう一つ、これはやはり共同親権の問題です。今回の改正案を見ていても、いわゆる協議離婚においてDV案件での共同親権になってしまうことを排除する仕組みというのは法律上は何も規定されていません。さすがにDV案件について、共同親権として離婚後も共同決定させるのがいいんだと考える方は誰もいないと思うのですけれども、でも、それを排除する仕組みというのが何も定められていない状況です。

先日の衆議院の審議の際は、附則として親権の部分についてそれが真意からなされたものかというのを確認するような措置を検討し、講ずべきだということが入りました。それはもちろん必要だと思うのですけれども、更にDV・虐待が存在しないだろうか、あるいは、当該合意がDVの力関係によって事実上強制された形でなされたのではないか、そういったところまで審査するような仕組みが必要なのではないかと考えています。

とにかく、今回の民法改正案によって、これまで積み上げてきた、今回せっかくDV防止法の改正までして取組を進めてきたDV被害者支援が後退し、あるいは骨抜きになってしまうようなことだけは避けなければなりません。

被害者支援の更なる充実ということを掲げて取り組んでいく以上は、もし法改正がなされたのであれば、その法改正がなされたことを念頭に置きながら、どういう形での支援が充実につながるのかということを中心にきちんと考えて体制を整備し、さらに、被害者支援が縮小するわけではないということを広く広報、周知していく必要があると思います。

以上です。

○小西会長 それでは、次に北仲委員お願いいたします。

○北仲委員 この間、本当にいろいろな法律ができて施策が進められたと思うのですけれども、性暴力に関するいろいろな施策については各自治体のところに広報が届いていないなという気がしています。

特に男女センターとか、各市町村の人権関係の担当の方というのはやはりDVに目がいていて、DVのことは関心のアンテナが立っているのですけれども、刑法が改正された背景とか、あとは児童生徒性暴力等防止法とか、性的姿態等撮影罪とか、ほとんど御存じなくて、せっかく内閣府も法務省もいろいろと広報のマテリアルをつくってくださっているのですが、ほとんど御存じなくてという状況なので、特に性暴力関係の様々な施策については自治体に是非お伝えいただきたいと思っています。

大学のほうも、今日たまたま私も教育実習のガイダンスで児童生徒性暴力等防止法の動画視聴を学生たちにさせていますけれども、ほかの大学の先生方にお話をしても、この法律のことはほとんど知らない。大学でこれに取り組まなければいけないということを知っている人はほとんどいない状況ですので、いろいろな施策にまたがっているのに、自治体の男女関係もそうですけれども、教育関係とか、それ以外のところとか、様々なところに是非届けていただきたいと思っています。

それから、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターがどういったことをするところなのかということも、警察も刑事課は御存じなのだと思いますけれども、やはりこど

もの事件が多いので少年課と関わることが多くて、少年課は御存じないなという話が出てきているんです。ですから、警察の方でも是非法律だけではなくて、ワンストップ支援センターのこともどのように一緒にやっていけばいいのかというのでも是非伝えていただければと思っています。それが1つです。

もう1つが相談支援の現場のほうの話なのですが、切れ目のない支援というのを掲げられていますし、女性支援新法も施行されて、ますます切れ目のない支援をする必要があるのですが、性暴力はワンストップになっているのですが、DVの支援は切れ目だらけになっています。

それで、やはり今日議論されているようにこどもの事件であるとか、非常に複合的な深い問題を抱えた被害だとかがある中で、電話で相談を聞くだけ、次の相談センターの窓口は電話やSNSで紹介するだけというのは非常に弱い。本当は救うべき人を救えなくしていくと思うんですね。

1つは、これまで都道府県が相談を電話などで受けても、そのまますぐに同じ相談員が面談をして、信頼関係を築いて、ケースをアセスメントして、包括的な支援の提案をするということをしてこなかった。都道府県の婦人相談所は、まず市町村からケースをあげなさいという形にしてそこで切れていたということがありますので、これは是非改善していかなければいけないと思います。

もう一つが、市区町村のほうも「切れている」ところがありまして、昨日、今日もある自治体から私は聞いたのですが、業者に電話相談だけとか、SNS相談だけとか、委託するというようなことを考えるような流れもあります。そうすると、実際に会って、面談して、ソーシャルワーク的な支援をする人の前の段階を他の業者などに切り離して任せてしまうと、そこは本当に専門性がそんなに高くなかったりしますし、やはり面談するスタッフと緊密に連携した人が最初に電話とかSNSを取ってどんな支援ができるかという提案をしながらいかないといけないのですけれども、そこら辺が切れ切れになっていて、通り一遍のメッセージをSNSで返すだけというようなことになる傾向があって、切れ目のない支援どころか逆方向のトレンドもあるのではないかと考えています。

専門性のある業者に任せるのが全部問題だとは言わないのですが、やはり支援は面談しなければ、これほどいろいろな複雑な背景とか事情を抱えているケースに対して、面談して信頼関係を築かなければ実際対応できないので、面談する人を外部委託というのは全部してしまうわけにもいかないわけですから、やはりきちんと自治体で相談員を抱えてしっかり面談につなげるようなところを強化しないと、自治体のほうの現場が非常に弱いまま「切れ目のない支援」と掲げても実行できないという状況になっているかなと思います。

最後に、さっきも議論がありました相談件数とかの把握や分析ですが、以前から申し上げていることですが、延べ相談件数では実態把握はできません。電話やメール相談と面談を同じ延べ回数で合わせて把握しているようでは実態がよくは分かりません。相

談現場では延べとケースごとのケース数というのは別途両方出して、ケース数から具体的に年齢だとか、どんな相談ケースはどういう傾向が強いとか、そういうことが分析できるわけですから、これを機に女性支援新法も始まり、DV防止法も更に発展しているときに全国の配暴センターがもっときちんとした統計を取る、そのための、例えば統一フォーマットを国が引っ張るといようなことをしていただきたいと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、次に木幡委員お願いいたします。

○木幡委員 木幡です。私からは、やはり発信についてお話しできたらと思います。

今回の調査結果ですが、ではどれだけのメディアが取り上げたのか、私も調べてみたのですが、残念ながらあまり大きくは取り上げていないですね。なかなかこの調査結果とか現状が国民に届いていないというのが正直あると思っております。

内容的には、非常に聞くにつけシビアな数字が並んでおります。これがなぜ届いていないのか、なぜそれをメディアがキャッチしないのかというところを考えますと、もちろん我々ももっとこういったことに興味を持って取り上げなければいけないのですが、日々いろいろなニュースがある中でこういうデータを出すときに、見出しになりそうなポイントですとか、ここは今回大きくクローズアップすべきだといような点を分かりやすくピックアップするですとか、先ほど解説を聞かせていただいて、私もなるほどなと思ったので、メディアに対して発信する際にできるだけ分かりやすく、そしてここがポイントだということをダイジェストとかでお伝えするといいいのかなと思いました。

実際、こういった現状があるにもかかわらず、では国民全体の空気感はどうなんだろうと思ったときに、4人に1人がDVを受けているみたいなことは私の周りでも全然知らないんですよね。そうすると、みんな知らない、興味もないということになっていってニュースにならないということになってしまうので、これだけの調査をしっかりとやられているのにそこは本当にもったいないなと、その発信の点を何かもう少し工夫できないのかなと思ったりしました。

具体的にどうしたらいいかというところですが、心理的暴力は今回すごく大きな高い数字が出た。モラハラとか、これは例えばどんな言葉を言われたらそれに当たるか、そこまで具体的なかぎ括弧のような形でこういう事例と、もちろんホームページとか、いろいろなところに書かれているとは思いますが、改めまして何がそういう心理的暴力になるのかという具体的な事例などがあると、より良いのかなと思いました。

実際に言葉が変わったときとか制度が変わったとき、これはある意味チャンスだと思いますので、このチャンスを捉えて変わったことのアピールをもっともっとすべきだと思います。

あとは、半数ぐらいの方がどこにも相談していないというのも、やはり相談窓口が分からないということももちろんあるのかもしれないのですが、逆に相談したら復讐さ

れるんじゃないかとか、そういう恐怖感などもあってアクションを起こせないのかなど。なぜアクションを起こさなかったのかというところにも踏み込んで聞いてみたいなと思いました。

先ほどの家族法の改正ですが、大変お恥ずかしい話で、私も、そこまで大変なことだとは思っておりませんでした。

ですので、メディアへの発信というところにおいては、我々も勉強しなければいけないのですが、できるだけ分かりやすい言葉、こどもに説明するような言葉でもいいのかなどと思いますが、そんな形で難しい言葉をなるべく避けて説明していただけるといいのかなというふうに感じました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、後藤委員お願いいたします。

○後藤委員 後藤です。4点ほど、手短にお話をさせていただきます。

第1点目は、先ほど警察庁と法務省からのデータに関するものです。御案内のとおり、昨年改正された性犯罪規定には5年後見直しというのが附則についております。それで、7月13日が施行日でしたから、まだ1年経っておりません。最初の1年にきちんとした統計を取らなければ、2年目、3年目は統計は取れません。これだけ号が分かれて運用されるということは、刑法典において他に類を見ない形の改正でした。そういう意味では、号の統計がないというのは私にはとても信じられないことです。

これでどうやって5年後の見直しということに対処していくのかというのがよく分かりませんので、警察庁におかれましても、また検挙されても、起訴されなければ性犯罪に対する厳正な対処にならないことから、法務省におかれましても、この点についてはきちんとした統計を取っていただきたいというのが1点です。

2点目ですけれども、先ほど北仲委員からもお話がありました、とにかく広報啓発が届いていません。大学においても、せっかく法務省がつくられた性犯罪に係る刑法等の改正の資料について、たまたま私の属していた部局は助手の人が見つけてくれて、どうしましょうかと聞いてきたのでこれを入学時のオリエンテーションに入れることができました。そうでなければ、学生たちも全く知らないという状況です。また、教育委員会でも同じ状況があります。ですから、文科省におかれましてはそのようなデータを、これについて法改正があった、ここにアクセスすればいいのだということを、通知等で周知するようにしていただきたいと思っております。

3点目です。性暴力対策は大学においてはまだまだ十分ではないのですが、最も十分ではないのが加害者対策です。加害者については、懲戒のルートに乗せる、若しくは日本版DBSなどでその職からの排除が検討されていますが、加害者への教育的対応という視点がないことが気になります。また、被害者対策も十分ではありません。性暴力が発見されたとき、被害者保護のために、具体的にどのような対応をすべきかについては、児童生徒

性暴力防止法においても十分にではありません。それは大学でも同じことですが、大学は児童生徒性暴力防止法がありませんので、どうしても事実の確認が優先されて被害者支援が後手後手に回ってしまうことが少なからずあります。それを防ぐために、加害者介入と被害者支援を強化するということを新しい今年度の女性版骨太には必ず入れ込んでいただきたいと思います。

最後に4点目ですけれども、こどもの性被害に関しては、こども同士の性被害というのも無視できないほど存在しております。これは、いじめというカテゴリーで扱わざるを得ないというシステムになっております。

ただ、いじめといったときに、性暴力というのがとても遠いところにあるようにしか教育委員会は認識していないように思います。いじめの態様に性暴力もあるということについて、文科省とこども家庭庁が力を合わせて対応していただくということを是非今回の骨太に入れていただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、種部委員をお願いします。

○種部委員 私からは3つです。

まず1つは、先ほど説明が内閣府からあったところで、まだやはり引っかかるんですけども、DVの保護命令のときの診断書の扱いです。医療機関は、全然対応できていないということは何度も何度も申し上げてきたことではあるのですが、先ほど法定協議会の中でどのような医療機関と連携を取ればいいのかというときに、精神科の団体を例示しておられるんですね、その通知を送ったということだったのですが。これは前も申し上げたけれども、精神科というのは非常に敷居が高くてほとんど受診しません。そして、精神科はパンクしてしまっていて受診できない状況なのですね。

例えば適応障害というのは心身症です。不眠とか、そういう心身の症状というのはほとんどが内科とかを受診しています。それから、当然、性的暴力で産婦人科に来ることはものすごく多いわけです。

そうだとすると、DVによる心身の重大な危害には、避妊のない性行為をされるとか、そういうことも当然入るわけでありますので、精神科ではなくてもいいというお墨つきが欲しいと思います。

以前にこの点を確認したときには、精神科ではなくても別に診療科は限定していないということだったのですが、今回、通知で精神科系とするということですが、そうではなくて医師会全体を指してほしい。あるいは医師の研修はとても大事だと思うのですが、医師向け研修を何かやってそれを受講した人であれば、この診断に関わって診断書を出して良いとか、そのようなお墨付きを与えるということが、DVの判断を巡って医師が訴えられなくて済むということになるのではないかと考えています。

これは、当然厚生労働省にやっていただかないといけないと私は思っているのですが、

厚労省からなかなかこの発言は聞けていないと思うので、是非これは厚労省と一緒に医師向けの研修のプログラムをつくっていただいて、それを受講した人が診療科を問わずに対応できるようにしてほしい。例えば今かかりつけ医でも鬱病だとか診断しているわけです。ですから、そういうプログラムをつくっていただくということを厚労省と一緒にやっていただければというのが1点です。

2点目は、先ほど子ども家庭庁のほうから御説明あったときに、虐待とDVはセットだということで法定協議会と要対協と一緒に動かしていくべきだと、私も全くそのとおりでと思います。お互い守秘義務を課してやってほしいのですが、地方にありますと、これは担当部局が別になります。例えば、DV対応は子ども支援とは違うところをやっていたりということで、全く部局が違っているものを一緒にやるというのは市町村・都道府県レベルで大変難しいことなんですね。

ですから、これは一緒にやるような枠組みをつくっていただかないと、何かそういう通知を出すとか、分かりませんが、法定協議会プラス要対協というパッケージを何か形として、こんなふうにやってくださいと言わない限りは話合いすらされないだろうと思うんです。ここは、実効性ある形にしていきたいというのが2点目です。

3点目は、何人かの委員の先生方からお話がありましたけれども、やはり学校を何とかしてほしい。先ほども調査の結果を見て御報告させていただきましたが、被害に遭っている方たちの40%が学齢期の子どもなわけです。しかも、後藤委員がおっしゃったように、学校の中に加害者がいることも大変多くて、学校も大変多忙なのでマニュアルをつくるとワンストップに対応を投げかけてくれるということにはなると思うんですね。

富山県もマニュアルを作ったんです。それで、ワンストップ丸投げで性暴力として粛々と被害者対応するとしても、加害をした人と被害を受けた人が学校の中において、明日から学校に行けるかという問題はワンストップで解決はできないところです。ここに司法を持ち込んで裁判沙汰のようになると、これまたどうなのかということもありまして、この初動対応というのはもう少しきちんと整理するべきだと思います。

なぜかといいますと、「生命（いのち）の安全教育」をやれば自分が被害を受けているということを開示する人が増えるわけです。そうすると、その初動対応ができていることこそ教育とセットでないと、話して被害開示させたは良いけれども、その後の対応がお粗末だったということでは済まされないと思うんです。是非これはマニュアルを作るとともに、学校での対応、初動対応、そしてワンストップを使うのもいいのですけれども、実際に学校も直接関わっていただきたい。これはスクールカウンセラーというより担任だとか学年主任とか教頭先生とか、そういうレベルではないかと思うので、これをセットでやることを是非御検討いただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、納米委員をお願いします。

○納米委員 よろしくお願ひいたします。

1点目は、私が事前に出した質問（資料4）の⑥のところについて、内閣府のほうから司法との連動ということについて服役中のプログラムを検討されているという御回答だったのですけれども、服役中はもちろんなのですが、例えば裁判所命令による加害者プログラムの受講といったことは諸外国でなされているので、是非そういったことも検討していただきたいということです。

それから2点目、これも事前の質問で出した重大事例の検証についてなのですが、警察庁の方からお答えいただきまして、警察庁の中では一元的に組織的に対応されている。しかし、DVについては必要性も含めて内閣府で検討して、やるのだったら内閣府でやっらいんじゃないかというようなお答えだったと思います。内閣府としては大変でいらっしゃるとは思うのですが、是非必要だというふうに認識をされて、警察庁のほうでこれまでやっていらっしゃる一元的な組織的な対応のノウハウも頂くような形で、内閣府主導でやっていただけたらと思います。

児童虐待のことについて関わらせていただいておりますけれども、報道ベースで事例を把握して、同時に毎年地方公共団体に調査の照会をかけて把握していらっしゃいます。このようなやり方を踏まえれば同じようにやれるのではないかと。もちろん、児童虐待のほうには警察庁もオブザーバーとして参加していらっしゃいますので、内閣府のほうで重大事例の検証について進めていただきたいと思いました。

3点目については、先ほど来、児童虐待とDVの対応の連動のお話が出ています。これを重点方針の項目としてDVと児童虐待への対応の連携強化、これは以前から言われていることではありますけれども、改めて書き込んだ方がよろしいのではないかと思います。

最後の点なのですが、今後の重点項目の資料5の下の方に「（計画実行・監視専門調査会にて検討。）」という文言が見えます。それで、男女共同参画会議の下にはこの調査会と計画実行・監視専門調査会の2つが置かれているわけですね。この2つをもう少し連動というのでしょうか、関連付けたほうがよろしいのではないのでしょうかということです。

今年の2月に開かれた計画実行・監視専門調査会の議事録や資料を拝見しますと、例えば年収の壁といったことについての言及があります。それで、計画実行の方ではその問題は労働需給の問題であるというような社会経済的な観点から議論がされているのですが、実はこれは男女の経済格差を生じさせて、女性に対する暴力を生じさせる構造的な問題につながっていると思うんです。

そういうことで、この女性に対する暴力に関する専門調査会でももう少し視野を広げて、この計画実行・監視専門調査会でどういう議論がなされているのか、それがこの調査会とどういう関連があるのかといったことを意識したほうがいいのではないかと思いますし、その逆もしかりなのではないかと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、橋爪委員お願いいたします。

○橋爪委員 橋爪です。

私からは、今後の重点項目の中の（２）④のこどもの性被害の防止につきまして簡単に意見を申し上げたいと存じます。

性犯罪は被害者が誰であっても深刻な被害を与えるものでありますが、とりわけ児童が受ける被害が深刻であると考えております。また、児童につきましては十分な知識がないことも相まって、何が性被害かということを確認できないという問題もありますので、場合によっては発見自体が遅れるという問題もあるわけです。そういった意味では、更に十分な広報、教育・啓発活動を継続的に行っていただきまして、性被害を事前に防止した上で、また、仮に何か問題が生じた場合につきましても早期に発見し、対応ができるような体制の整備、構築を是非お願いしたいと考えております。

特に男子ですね。男子児童も被害者になり得るわけですから、その点については十分な周知広報といったものが更に必要であり、また、万が一被害があった場合についても十分なサポートやケアといったものを是非お願いしたいと考えております。

この問題につきましては、関係機関の連携が重要であると考えております。本日御出席の内閣府の皆様のほか、法務省、警察庁、文科省など、関係機関の皆様方の連携は極めて重要な意義があると思いますし、今後も、更にこういった連携を継続的に強化してもらいたいと考えております。

更に申し上げますと、このような連携といったものは中央官庁のレベルだけではなく、地方の現場におきましても重要だと思っております。是非、関係機関の皆様には積極的な検討をお願いしたいと存じます。

私からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、次に渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 渡邊です。

私のほうからは、質問いたしました２点について意見を述べさせていただきます。

１つは日本版DBSのことで学校以外、例えば塾の「認定制」についての質問をさせていただきまして、こども家庭庁の方から御丁寧な御説明をいただきました。ありがとうございます。

塾で少し気になっていたのが、これまでも塾においての性犯罪というのはしばしば起きているということがありまして、中には塾経営者に性犯罪歴があったなどというケースもあります。そのこともありましたから、塾は文科省の管轄でもありませんので、何か有効な手段がないかということで、DBSが一つの方策だと思っていたのですけれども、なかなか難しいんだなということがよく分かりました。

それで、思ったのですけれども、塾だけではないのですが、学校以外のものというのは文科省ではなくてどちらかといえば経産省の管轄になりますね。そうすると、今回様々な

省庁の方からいろいろ御回答いただいたのですけれども、経産省はいらっしゃらなかったですね。だから、もう少し経産省もこの問題、性犯罪・性暴力の防止について参加していただいで積極的に取り組んでいただけないか。そうすると、何かしら学校以外の塾なり、家庭教師とか、そういったところの取組もできていくのではないかというふうに思いました。

もう一つが教員養成系の話なのですけれども、私も去年の3月まで教員養成系の大学に勤務しておりましたので、学生たちがたくさん学ばなければいけないことがあるというのはよく分かっておりますし、2017年でしたか、教職課程コアカリキュラムの作成に私も関わりましたのでその状況もよく知っています。

ただ、当時はまだ性犯罪・性暴力のことが大きな課題として出ていなかったんですね。ですので、そのことについてコアカリキュラムの中に記載するというのは当時なかったと思うのですけれども、それから時間も経ちましたし、すぐにコアカリキュラムの改訂があるのかどうか分かりませんが、とにかく教員の役割、職務のところにはやはり性暴力の問題を少し書き加えていただければと思っております。

そしてまた、そういう教員養成系でどういう時間帯でやるかということを考えてときに、大体最終学年でやると思うのですけれども、教職実践演習の時間があります。全てのまとめたいなところですけども、そういうところで取り上げられるような例えば資料とかを配布する、または、教職実践演習を担当する先生が使えるようなビデオを文科省のほうで考えていただけないか。

紙ベースだと予算がかかりますから、PDFにして各大学に送って、これを印刷して使ってくださいというようなことはできると思っておりますし、これから先そういう取組もできないかなと思いましたので、最後に申し上げました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、最後に私から意見というか、コメントを述べさせていただきます。正直、何か大変なことになったなという気持ちがあります。たくさん新しい法律や、新しい制度というのが登場します。その多くは、以前はそれこそ世界から20年遅れていると言われて、日本では発見さえできていなかったような問題に、ある程度、具体的な回答を与えるものです。そこはやはり評価すべきことで、社会が変わっていることの表れだと思います。

ただ、例えばしばらく前のこの調査会でしたら、様々な問題点は「DVの課題、あるいは性暴力の課題」として述べたら終わり、少し良くない言葉ですが、言いつ放しになって後は何もできないという状態の時代もあったんですね。それに比べると、今やそれぞれ課題が具体的になってきて新たな施策が行われる。そうなりますと、例えばそれぞれの法律や制度に関して実行状況はどうなのか、どこが変わったのか、どこがまだ不足なのかということの当然把握しなくてはいけなくなります。例えばこどもの虐待の問題も、こどもの虐待や性暴力はすごく多いから課題ですと言っているだけならば簡単なんだけれども、では

DBSはどうか、あるいは学校の中の教育はどうか、刑事事件としての性犯罪の把握はどうかということになってくると、議論の対象が非常に広がる。

今日、皆様方がおっしゃっていることの領域がそれぞれ違うといたしますか、すごく多様な領域の多様な具体的な問題の指摘で、それぞれ貴重だし、納得できると思いながら聞いていました。広報だって同じで、ただ誰も何も知りませんというところから始めるのではなく、どういう人にどうやって知らせるかということになると、それぞれの課題があるわけですね。

こう考えると、本当に変わってきてつつあり、拡大しつつあるんだけど、例えば今日みたいな会の持ち方だと、その把握さえなかなかできないというのが私の正直な気持ちです。多分、内閣府もすごく忙しいんだろうなと思いながら聞きました。ただ、やはりここで頑張らないと、制度をきちんと生かして変えていくということが難しいとも思います。是非御協力をいただいてというか、それぞれの分野のエキスパートの方にお話をいただきつつ、有効な方策を打ち出すことができるとというのが本当に私の正直な感想でございます。

では、最後に後藤先生どうぞ、一言お願いいたします。

○後藤委員 申し訳ありません。チャットに書いたことで、AVの広報啓発についてなのですが、6月23日で2年が経ち、経過措置が終わりますので、この広報についてもきちんとやっていただきたいというのと、あとは刑法第176条、第177条等の適用条項号別の検挙件数について警察庁に追加のデータをお願いしたいということです。

ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

本当に皆様、貴重な御意見ありがとうございます。「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」につきましては、計画実行・監視専門調査会において引き続き検討を進めることとされており、本日頂いた御意見も踏まえ、本専門調査会の親会議である男女共同参画会議において議論し、案を決定していくと伺っております。皆様から頂いた御意見は、しっかりお預かりするようにいたします。

最後に、岡田局長から一言お願いいたします。

○岡田男女共同参画局長 先生方、日頃から大変お世話になっております。男女局の岡田でございます。

本日も活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。特に後半の今後の重点事項について、先生方から大変貴重な、また多岐にわたる御指摘を頂きましてありがとうございます。

先ほど小西会長からもお話がありましたけれども、先生方から今日頂きました御意見は私ども事務局といたしましてもしっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。また「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」の案の検討の際など、今後の取組において、参考にさせていただきます。

引き続き、配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力等のあらゆる暴力の防止等に取り組んでまいりますので、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

ここで、田中課長から一言補足の御説明を頂きます。

○田中男女間暴力対策課長 失礼いたします。先ほどの私の説明でやや誤解を招くところがありまして、種部先生から御指摘いただいた点であります。

法定協議会の参加機関といたしまして、国の基本方針の中で医師会ということは書いてございます。したがって、通知の中でもこれは改めて記載をいたしまして、各地域における医師会の参加ということは書かせていただいた上で、その上で更に他にということ、様々な診療科の団体というか、そういったことも書かせていただいたということで補足させていただきたいと存じます。

それから、議題1の方ですみませんが、調査の報告書本体について言及することを失念しておりましたけれども、今日お配りいたしました資料のほかに、他の調査項目も含めまして資料全体を男女共同参画局のホームページにおきまして掲載をして公表しているところでございます。

今日も先生方に様々、示唆に富むコメントを頂きまして、これをしっかり踏まえていきたいと思っておりますけれども、統計調査でございますのでサンプルの標本誤差ということもございます。前回との比較に関しましては有意な差と言えない場合もございまして、御指摘いただいた点は重要な傾向でありますし、また、現場の皆様の実感とも整合している部分もあろうかと思っておりますので、大変参考になったところであります。今後の対策に活用してまいりたいと思っております。

補足的に申し上げました。以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

皆様、御協力いただきまして、予定より数分早く本日の議事は終了いたしました。

今後の予定について、事務局から最後をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 ありがとうございます。

今回の専門調査会での議論につきましては、先ほど会長、岡田局長から申し上げたとおりでございます。今後のこの会議につきましては、改めて事務局よりお知らせ申し上げたいと存じます。

○小西会長 以上をもちまして、第124回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。